

第4章 対象事業に係る環境影響評価の項目

4.1 環境影響評価の項目の選定及びその選定理由

4.1.1 影響要因の把握

本事業の実施に伴い、表 4.1-1 に示す影響要因が考えられる。

表 4.1-1 本事業の実施に伴う影響要因

区分	影響要因の内容
工事の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・建設機械の稼働及び工事用車両の走行により大気汚染物質等が排出される。 ・建設機械の稼働及び工事用車両の走行により騒音・振動が発生する。 ・造成工事に伴い裸地が出現し、降雨により濁水が流出する。 ・造成工事及び施設の設置により、重要な動植物の生息地及び生育地に影響を及ぼすおそれがある。 ・造成工事及び施設の設置により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがある。 ・造成工事により、残土、伐採木等の廃棄物が発生する。
土地又は工作物の存在及び供用	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物運搬車両の走行により大気汚染物質等が排出される。 ・廃棄物運搬車両の走行により騒音・振動が発生する。 ・廃棄物の埋立作業用重機の稼働により大気汚染物質等が排出される。 ・廃棄物の埋立作業に伴い、騒音・振動が発生する。 ・浸出水処理施設の稼働に伴い、騒音・振動が発生する。 ・廃棄物の埋立作業に伴い、悪臭が発生する。 ・浸出水処理施設の放流水は近傍河川に放流するため、水質に影響を及ぼすおそれがある。 ・廃棄物埋立作業に伴う騒音、振動、大気汚染物質、水の汚れ等により、重要な動植物の生息地及び生育地に影響を及ぼすおそれがある。 ・最終処分場の存在により、地下水位に影響を及ぼすおそれがある。 ・最終処分場の存在により、重要な地形地質に影響を及ぼすおそれがある。 ・最終処分場の存在により、重要な動植物の生息地及び生育地に影響を及ぼすおそれがある。 ・最終処分場の存在により、景観に影響を及ぼすおそれがある。 ・最終処分場の存在により、人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがある。 ・埋め立てた廃棄物の分解に伴い、温室効果ガス等が発生する。

4.1.2 環境影響評価の項目

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「新潟県環境影響評価技術指針」（平成 12 年 4 月 21 日 告示第 831 号）、ならびに「廃棄物最終処分場環境影響評価マニュアル」（平成 11 年 11 月 財団法人廃棄物研究財団）、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成 18 年 9 月 環境省）等を参考に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、表 4.1-2 のとおり選定した。

4.1.3 選定及び非選定の理由

環境影響評価の項目の選定理由及び非選定理由は表 4.1-3 (1) ~ (5) に示すとおりである。

表 4.1-3(1) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素			影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは標準項目に対して削除した理由	
大気環境	大気質	窒素酸化物	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により周辺集落へ影響を及ぼすおそれがある。ただし、対象事業実施区域のうち、処分場整備区域は樹木に覆われた谷あいであり、直近民家までの直線距離は750mであるが、山を隔てた場所に位置している。「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」によれば高さ10mの煙突排ガスの場合、平地では最大着地濃度地点は概ね半径500m以内とされているが、建設機械は発生源の実体高が3m程度の低煙源であり、大気拡散は狭い範囲になると予想される。したがって、処分場整備区域を調査、予測及び評価の範囲から除外する。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事車両の運行により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	▲	対象事業実施区域が谷あい位置し大気拡散が少ないと予想されること、直近民家までの直線距離は750mであるが、山を隔てた場所に位置していることから、環境影響評価項目として選定しない。
				廃棄物の搬入	○	廃棄物運搬車両の運行により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
	浮遊粒子状物質	工事の実施	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	◎	工事車両の走行に伴い排ガス中の浮遊粒子状物質が周辺環境へ影響を及ぼすおそれがある。	
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の搬入	◎	廃棄物運搬車両の運行により、排ガス中の浮遊粒子状物質が周辺環境へ影響を及ぼすおそれがある。
備考						
○：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行う項目。						
◎：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。						
▲：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。						

表 4.1-3(2) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素			影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは標準項目に対して削除した理由	
大気環境	大気質	粉じん等	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働により周辺集落へ影響を及ぼすおそれがある。ただし、処分場整備区域は樹木に覆われた谷あいであり、直近民家までの直線距離は750mであるが、山を隔てた場所に位置しており、大気拡散は狭い範囲になると予想される。したがって、処分場整備区域を調査、予測及び評価の範囲から除外する。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事車両の走行に伴い粉じん等が飛散し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	▲	対象事業実施区域が谷あい位置し大気拡散が少ないと予想されること、直近民家までの直線距離は750mであるが、山を隔てた場所に位置していることから、環境影響評価項目として選定しない。
				廃棄物の搬入	○	廃棄物運搬車両の運行により、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
	騒音	騒音	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う騒音の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事車両の走行に伴う騒音の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	○	埋立作業用重機、浸出水処理施設の稼働に伴う騒音の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				廃棄物の搬入	○	廃棄物運搬車両の運行に伴う騒音の発生より、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
備考						
○：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行う項目。						
◎：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。						
▲：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。						

表 4.1-3(3) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは標準項目に対して削除した理由		
	振動	振動	工事の実施	建設機械の稼働	○	建設機械の稼働に伴う振動の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	○	工事車両の走行に伴う振動の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	○	埋立作業用重機、浸出水処理施設の稼働に伴う振動の発生により、周辺地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
				廃棄物の搬入	○	廃棄物運搬車両の運行に伴う振動の発生より、走行路沿道の地域に対し影響を及ぼすおそれがある。
	悪臭	悪臭	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	○	廃棄物の分解に伴い悪臭が発生し、周辺環境へ影響を及ぼすおそれがある。
水環境	水質	水の汚れ	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	○	浸出水処理水が周辺環境へ影響を及ぼすおそれがある。
				廃棄物の埋立		
		水の濁り	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	降雨時の裸地からの濁水により、周辺環境への影響を及ぼすおそれがある。
				土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	○
		有害物質	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	○	浸出水処理水が周辺環境へ影響を及ぼすおそれがある。
			廃棄物の埋立			
	地下水の水位	地下水の水位	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	◎	最終処分場の存在により地下水の涵養量及び流向が変わることにより、地下水の水位へ影響を及ぼすおそれがある。
<p>備考</p> <p>○：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行う項目。</p> <p>◎：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。</p> <p>▲：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。</p>						

表 4.1-3(4) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素			影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、 もしくは標準項目に対して削除した理由	
地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	▲	対象事業実施区域内には重要な地形及び地質が存在しない。隣接する米山川上流は貴重な地形（河川争奪）であるが、米山川流域は改変しないことから、環境影響評価項目として選定しない。
			土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	○	最終処分場の存在によって、重要な動物の生息に影響を及ぼすおそれがある。
動物	重要な動物及び注目すべき生息地	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	造成工事及び施設の設置等	○	工事に伴う騒音、振動によって重要な動物の生息に影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	○	最終処分場の存在によって、重要な動物の生息に影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	○	廃棄物の埋立作業によって重要な動物の生息に影響を及ぼすおそれがある。
植物	重要な植物及び群落とその生息地	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	造成工事及び施設の設置等	○	造成工事等によって、重要な植物種等へ影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	○	最終処分場の存在によって、重要な植物種等へ影響をおよぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	○	廃棄物の埋立によって、重要な植物種等へ影響を及ぼすおそれがある。
生態系	地域を特徴づける生態系	工事の実施	土地又は工作物の存在及び供用	造成工事及び施設の設置等	○	造成工事等に伴い地域を特徴づける生態系へ影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	○	最終処分場の存在に伴い地域を特徴づける生態系へ影響を及ぼすおそれがある。
			土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	○	廃棄物の埋立に伴い地域を特徴づける生態系へ影響を及ぼすおそれがある。
備考						
○：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行う項目。						
◎：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。						
▲：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。						

表 4.1-3(5) 環境影響評価項目の選定理由等

環境要素		影響要因		環境影響評価項目として選定した理由、もしくは標準項目に対して削除した理由		
景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主な眺望景観	土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在	○	新たな施設の建設に伴い、主要な眺望景観に影響を及ぼすおそれがある。	
人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	対象事業実施区域周辺の人と自然との触れ合いの活動の場に影響を及ぼすおそれがある。	
			土地又は工作物の存在及び供用	最終処分場の存在		○
				廃棄物の埋立		○
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	工事の実施	造成工事及び施設の設置等	○	造成工事等により建設工事に伴う副産物が発生するおそれがある。	
温室効果ガス等	メタン	土地又は工作物の存在及び供用	廃棄物の埋立	◎	埋立廃棄物の分解に伴いメタンが発生するおそれがある。	
備考						
○：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行う項目。						
◎：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目以外で、環境影響評価を行う項目（追加項目）。						
▲：新潟県環境影響評価条例技術指針の参考項目のうち、環境影響評価を行わない項目（削除項目）。						